

事 務 連 絡  
平成 28 年 9 月 30 日

都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

柔道整復師の施術の療養費の支給申請に係る審査支払等の  
事務処理の適正化について

柔道整復師の施術の療養費の支給申請に係る審査支払等の事務処理については、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知)等に基づき実施されているところですが、被保険者資格喪失後の施術により発生する療養費の返還金に係る保険者等の事務処理の負担が大きくなっているところです。

つきましては、被保険者資格喪失後の施術により発生する保険者等における療養費の返還金に係る事務処理の負担軽減を図るため、事務負担・費用負担等を考慮しながら、資格確認の点検を支払前に行うことのほか、適切に資格確認を実施するようお願いいたします。

また、被保険者資格喪失後の施術により発生する療養費の返還金については、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(平成 26 年 12 月 5 日付保発 1205 第 1 号・保国発 1205 第 1 号・保高発 1205 第 1 号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長及び高齢者医療課長連名通知)に基づき適切に実施し、保険者等における事務処理の負担軽減を図っていただくようお願いいたします。

なお、被保険者資格喪失後の施術以外で発生する療養費の返還金については、療養費の申請は被保険者(世帯主)が行うこととされていることから、受領委任先からの請求と調整する場合には、受領委任先の同意を得たうえで行っていただき、同意が得られない又は翌月以降の療養費申請額が当該被保険者からの返還額に満たない等の場合においては、納付書等により当該被保険者(世帯主)から返還を求めていただくようお願いいたします。

また、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)におかれましては、内容を了知の上、管下の保険者等への周知及びご指導をお願いいたします。